

## 日本産酒類の輸出環境整備

- 最近の日本産酒類の輸出動向について
- 日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について
- 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

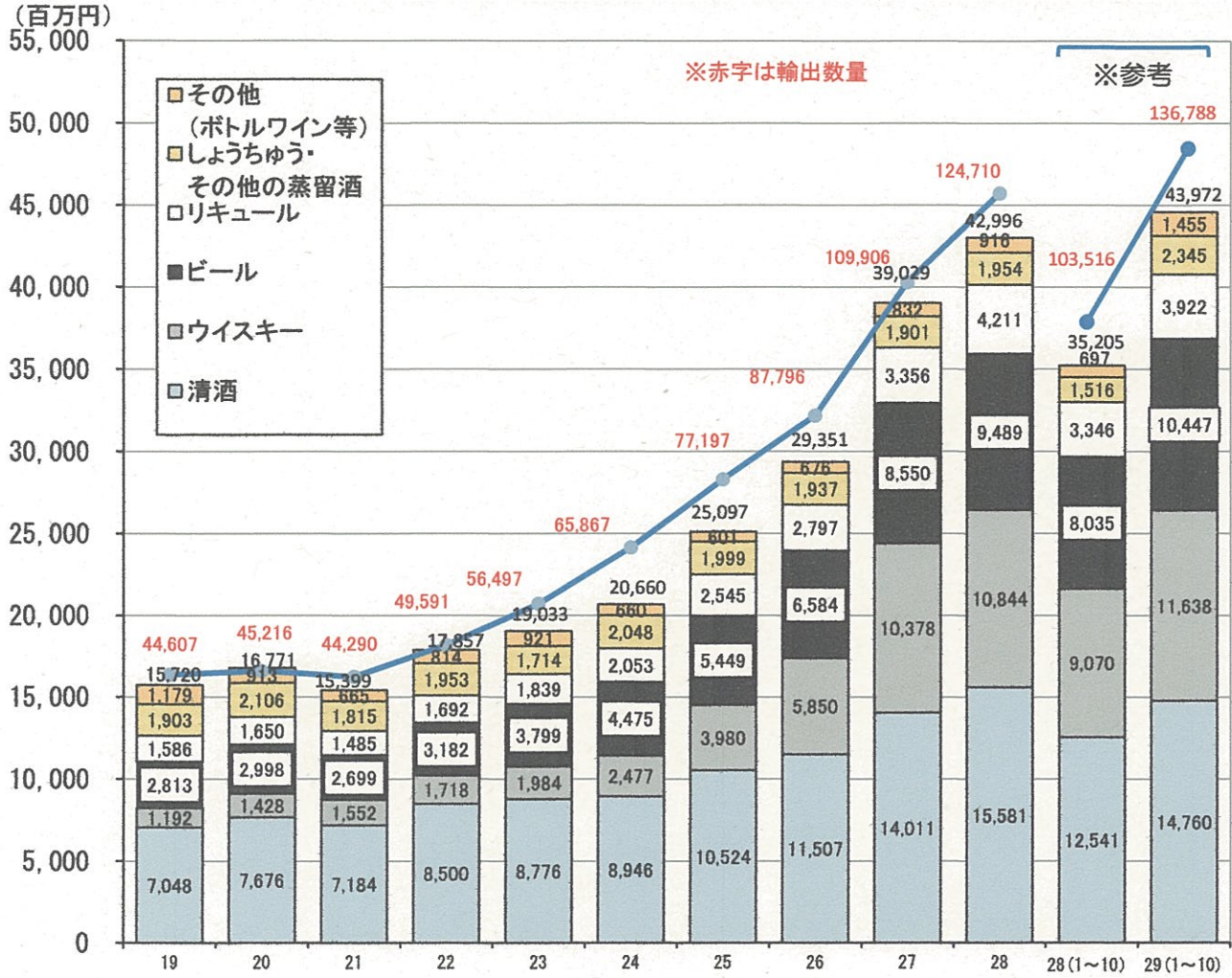
平成 30 年 1 月 16 日

仙 台 国 税 局

酒税課・酒類業調整官

# 最近の日本産酒類の輸出動向について

- 平成28年の輸出金額は約430億円(対前年対比110.2%)となり、5年連続で過去最高を記録。
- 平成29年1～10月の輸出については、輸出金額は約440億円(対前年同期比124.9%)、輸出数量が約136,788kℓ(対前年同期比132.1%)となり、平成28年の累計を金額、数量ともに上回っている。



○品目別輸出金額 (単位:百万円)

品目	H28	対前年比	H29(1~10)
清酒	15,581	111.2%	14,760
ウイスキー	10,844	104.5%	11,638
ビール	9,489	111.0%	10,447
リキュール	4,211	125.5%	3,922
焼酎等	1,954	102.8%	2,345
その他 (ボトルワイン等)	916	110.1%	1,455
輸出金額合計	42,996	110.2%	43,972

○品目別輸出数量 (単位:KL)

品目	H28	対前年比	H29(1~10)
清酒	19,737	108.6%	18,621
ウイスキー	4,939	105.2%	4,739
ビール	82,926	112.4%	94,592
リキュール	10,196	139.0%	9,437
焼酎等	3,834	105.0%	4,115
その他 (ボトルワイン等)	3,078	135.3%	5,284
輸出数量合計	124,710	113.5%	136,788

出典:財務省貿易統計

## 日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について

### ○国内外における日本産酒類の情報発信の強化

#### 【主な取組】

- ・リオ・オリンピック・パラリンピックや国連総会などの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
- ・海外に日本酒の魅力をもPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議におけるレセプション等でも活用
- ・清酒を外国人に販売する際に活用するため、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成

#### 【今後の課題・取組】

- ・引き続き、在外公館やジャパンハウスを日本産酒類の情報発信拠点として活用
- ・「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を今後も改訂し、幅広く活用
- ・焼酎に関する「焼酎の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成中

### ○発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

#### 【主な取組】

- ・駐日外交官酒蔵ツアーの企画・実施（日本酒造組合中央会と共催）
- ・外国人等を対象として、（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、國酒に関する正しい知識の普及
- ・日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

#### 【今後の課題・取組】

- ・焼酎に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

### ○輸出環境整備

#### 【主な取組】

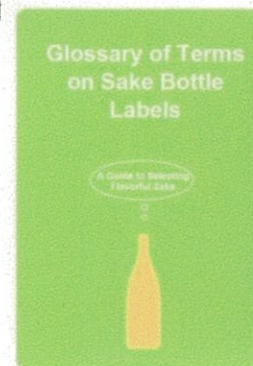
- ・日EU・EPA交渉による単式蒸留焼酎の容量規制の緩和及び地理的表示（GI）の相互保護
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国における蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランド価値向上に有効な表示ルール（GI「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催
- ・ロンドンにおいて開催された展示商談会「WABI（和美）」に日本産酒類PRブースを出展するとともに、国内酒類業者の出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供

#### 【今後の課題・取組】

- ・引き続き、各国とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する輸入規制の緩和及び日本のGIの保護の働きかけ
- ・引き続き、輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等



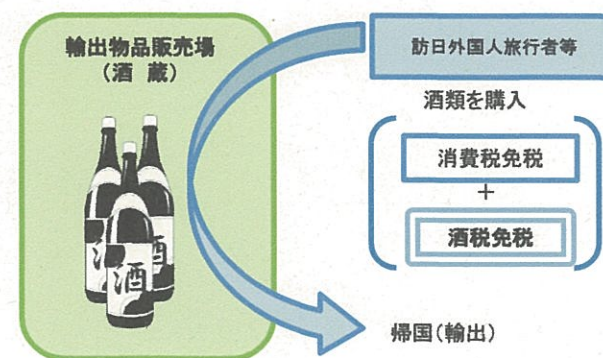
リオ・ジャパンハウスにおける  
日本産酒類PRの様様



駐日外交官酒蔵ツアーの様様

## 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除
- 平成29年10月1日施行  
施行日における許可件数は49件



### 【普及に向けた取組】

- ・ 事業者向けの申請の手引きを作成
- ・ 酒類製造者に対し、説明会、セミナー等のあらゆる機会を捉えて広報・周知を実施
- ・ 事業者が外国人旅行者に配布できる英語のリーフレットを作成
- ・ 観光庁の訪日外国人旅行者向けの免税ガイドブック「Japan tax-free shopping Guide」において、新たに酒税免税制度を紹介

訪日外国人旅行者に「日本の酒」を体験してもらい、認知度向上を通じた日本産酒類の輸出促進に繋がることを期待